

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピース

三 代表者の氏名

會田 真弥

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市戸塚東二丁目十七番十七号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、発達に困難を抱え特別なニーズを必要としている子供に対して、個性を尊重し心豊かに育っていく事ができるよう支援する事業を行い、学習を通してその保護者とともに、この地域での、充実した居場所作り実現に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、発達に困難を抱え特別なニーズを必要としている子供(者)に対して、個性を尊重し心豊かに育っていく事ができるよう支援する事業を行い、学習を通してその保護者とともに、この地域での、充実した居場所作り実現に寄与することを目的とする。